

第 8 0 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

令和 2 年 5 月 1 5 日 (金)

午前 1 0 : 0 0 ~

宇 都 宮 市 役 所 1 4 大 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

福 田 沙 弥 香 委 員 , 武 井 貴 志 委 員 ,
相 良 利 和 委 員 , 大 森 宣 暁 委 員 ,
森 岡 正 行 委 員 (5 名)

2 号 委 員

岡 本 源 二 郎 委 員 , 柴 田 賢 司 委 員 ,
小 平 美 智 雄 委 員 , 村 田 雅 彦 委 員 (4 名)

3 号 委 員

津 浦 好 一 委 員 , 柴 誠 委 員 ,
吉 田 学 委 員 (代 理) (3 名)

(計 1 2 名)

欠席委員

藤 原 紀 沙 委 員 , 蟹 江 教 子 委 員
里 村 佳 行 委 員 (3 名)

出席幹事

高 橋 裕 司 幹 事 (都 市 整 備 部 次 長)
安 納 正 和 幹 事 (地 域 政 策 室 長)
早 川 光 夫 幹 事 (環 境 政 策 課 長)
鈴 木 智 幹 事 (技 術 監 理 課 長) (代 理)
松 本 朝 行 幹 事 (都 市 計 画 課 長) (5 名)

事務局

上 田 英 夫 書 記 , 安 田 敬 弘 書 記 ,
片 庭 哲 也 書 記 (3 名)

上田書記

定刻となりましたので、審議会を始めさせていただきます。進行を務めさせていただきます、都市計画課 課長補佐の上田でございます。

(委員委嘱)

上田書記

会議に先立ちまして、委員の任期満了により、本年度から、再任または新任された委員の皆様への委嘱についてでございますが、本来であれば、ここで市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、公務の都合上、大変恐れ入りますが、あらかじめお手元に配布させていただいております。どうぞご容赦をいただきたいと思っております。

また、新型コロナウイルスの感染予防策として、窓を開けて会場の換気を行うほか、会議時間の短縮に努めたいと考えておりますので、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

(資料確認)

上田書記

続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第80回宇都宮市都市計画審議会 次第
- ・ 宇都宮市都市計画審議会委員名簿
- ・ 議案第1号 宇都宮都市計画地区計画の決定について
(さつきタウン奈坪地区計画)

そして、本日机上配布させていただきました、

- ・ 議案第1号1・2ページ及び資料1の差し替え資料
- ・ 参考資料1・2
- ・ 「宇都宮市都市計画マスタープラン」冊子
- ・ 「宇都宮の都市計画」パンフレット

でございます。

なお、「参考資料2」につきましては、現在、事業者が想定している宅地割の情報が掲載されておりますので、審議会後に回収させていただきます。

以上の資料となっております。

上田書記

不足しているものがありましたら、お知らせください。
よろしいでしょうか。

1. 開会

上田書記

それでは、只今から「第80回宇都宮市都市計画審議会」
を開会いたします。

(委員紹介)

上田書記

続きまして、本日は委員の改選後、初めての会議となりますので、恐縮ではございますが、私から委員の皆様をご紹介させていただきますとともに、幹事及び事務局の職員をご紹介申し上げます。

まず、委員の皆様ですが、お手元の名簿をご覧ください。

はじめに、学識経験者としてご出席いただいております、
第1号委員の、

福田沙弥香委員です。

武井貴志委員です。

相良利和委員です。

大森宣暁委員です。

森岡正行委員です。

また、本日は都合によりご欠席となっておりますが、
藤原紀沙委員、蟹江教子委員、里村佳行委員にお願いをしております。

続きまして、市議会議員としてご出席いただいております、
第2号委員の、

岡本源二郎委員です。

柴田賢司委員です。

小平美智雄委員です。

本日、少し遅れていらっしゃいますが、村田雅彦委員にも
お願いしております。

続きまして、関係行政機関としてご出席いただいております、
第3号委員の、

津浦好一委員です。

柴誠委員です。

吉田学委員ですが，本日は代理で，課長補佐の鈴木様にご出席いただいております。

(幹事紹介)

上田書記

続きまして，幹事および事務局職員を紹介いたします。

まず，幹事の紹介をいたします。

都市整備部次長の高橋です。

地域政策室長の安納です。

環境政策課長の早川です。

本日，所用により技術監理課長欠席のため，代理で出席しております，課長補佐の福田です。

都市計画課長の松本です。

(職員紹介)

上田書記

続きまして，事務局職員を紹介いたします。

都市計画グループ係長の 安田です。

拠点形成グループ係長の 片庭です。

2. 挨拶

上田書記

続きまして，今回，今年度最初の審議会となりますので，開会にあたり，高橋都市整備部次長よりご挨拶申し上げます。

高橋次長

都市整備部次長の高橋でございます。審議会の開会にあたり一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は，大変お忙しい中，当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては，日頃から，本市のまちづくりや都市計画行政など市政全般にわたり，多大なるご支援，ご協力を賜り，改めて厚く御礼申し上げます。

今回再任をお願いいたしました委員の皆様，また，新たに委員となられた皆様におかれましては，快くお引き受けいただき，誠にありがとうございます。

さて，本市におきましては，人口減少，少子・超高齢化社会にありましても，持続的に発展し続けられる都市構造の形成として，「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しております。

その実現に向けて、公共交通ネットワークの基軸となるLRT整備など交通網の充実と一体となって、中心市街地の都市拠点や郊外部の地域拠点の形成に向けた取組を進めており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を図るため、都市計画行政に課せられた役割は、非常に重要であると考えております。

昨年度は、JR宇都宮駅東口地区や市街化調整区域の地区計画の決定などについて、委員の皆様のご審議をいただいたところであり、

本年度は、今回の議題にあります市街化調整区域の地区計画の決定や、宇都宮大学東南部地区の用途地域の変更などの審議を予定しております。

委員の皆様には、本市が目指すまちの実現にむけて、それぞれの専門的なお立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会議の成立)

上田書記

続きまして、本日の会議の成立について、事務局より報告をお願いします。

片庭書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は11名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

(会議の公開)

上田書記

続きまして、本日の会議の公開についてですが、本日の議案は、個人情報及び意思形成過程に関する情報を扱う案件ではないため、「公開」としてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

(傍聴者確認)

上田書記

続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

| | |
|---------------------------|--|
| 片庭書記 | 本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、傍聴者はございません。 |
| 3. 会長選出 及び職務代理 者の指名 | |
| 上田書記 | <p>それでは、「3. 会長選出及び職務代理者の指名」に入らせていただきます。</p> <p>本日の会議でございますが、当審議会条例第6条において「会議は会長が議長となる」旨規定されておりますが、本日は、1号委員の改選により会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「会長選出」でございますが、会長につきましては、当審議会条例において、「学識経験者である1号委員から選出する」旨規定されておりますが、委員の皆さま、ご意見ございますか。</p> |
| 森岡委員 | 宇都宮のまちづくりに関して精通していらっしゃる、大森委員を、今期も会長として、推薦したいと思っております。いかがでしょうか。 |
| 上田書記 | <p>只今、森岡委員から、大森委員を会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。</p> <p>他に意見がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>当審議会の会長として、大森宣暁委員を選出することについて、ご異議ございますでしょうか。</p> |
| 各委員 | 異議なし |
| 上田書記 | <p>それでは、ご異議がないようですので、大森委員を会長とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、この後の議事の進行を、大森会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> |

(会長挨拶)

大森会長

只今、会長にご推薦いただきました大森です。

昨年度から引き続き務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、高橋次長よりもお話がありましたように、宇都宮市の都市計画、まちづくりは着実に進んでいるところでございますが、これからのアフターコロナと言いますか、コロナと共存していく時代の都市計画というのは、これまでとは変えていく必要があるかもしれませんし、我々のライフスタイルも、多少変容せざるを得ないかもしれません。

そのような中で、審議会では宇都宮市の都市計画について審議していくこととなりますので、皆様もどうぞよろしく願いいたします。

(職務代理者の選任)

大森会長

それでははじめに、会長職務代理者の選任をさせて頂きたいと思っております。

当審議会条例第5条に「委員のうちから、会長があらかじめ指名する」旨、定められておりますことから、まことに僭越ながら、私から指名させていただきます。

本審議会は、本市の特徴を反映しながら適正で迅速な調査審議を行っていく必要があると考えます。

つきましては、市政全般に高い見識をお持ちでいらっしゃる、柴田賢司委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

大森会長

続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、相良利和委員と福田沙弥香委員のお二人を指名したいと思います。よろしく願いいたします。

4. 議事

大森会長

それでは、村田委員もお越しになり皆様お揃いになりましたので、会議次第に従い議事を進めてまいります。本日の議案は1件となります。

議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の決定さつきタウン奈坪地区計画」は、令和2年5月7日付、宮都第39号にて

都市計画課長

市長から諮問があったものでございます。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づいて、議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の決定さつきタウン奈坪地区計画」につきまして、ご説明いたします。

本市におきましては、人口減少や超高齢社会を見据えた「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向けた取り組みを進めており、市街化調整区域におきましては、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」に基づき、地域拠点や小学校を中心とした地域の活力やコミュニティの維持の取組の一つとして、地区計画制度を活用したまちづくりを促進しております。

本制度を活用することにより、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺において、道路や公園、宅地を計画的に整備することで、住宅や生活に必要な施設を誘導することができるものであります。

平成30年4月から本制度の運用を開始し、2事例目として、民間事業者の発意により地区計画を定めようとする議案でございます。それでは、議案についてご説明させていただきます。議案書をお開きください。

1ページ目と裏面2ページ目は、今回決定しようとする「さつきタウン奈坪 地区計画」の計画書でございます。1ページの上から、名称、位置、面積などを記載しております。3ページ目と裏面4ページ目は、「さつきタウン奈坪 地区計画」を宇都宮都市計画地区計画に定める理由書になります。5ページ目が、総括図で、中央の赤の実線が本地区でございます。6ページ目が、計画図、7ページ目が、道路や公園などの地区施設図でございます。

それでは、地区計画の詳細につきまして、A3版の説明資料により、ご説明いたします。資料1「宇都宮市都市計画地区計画の決定(さつきタウン奈坪地区計画)」をご覧ください。

「1地区の概要と位置図」でございますが、本地区は、JR岡本駅より北西に約1キロメートル、岡本西小学校の東側に

位置し，市街化区域と近接した，周辺に河内中学校や河内図書館，奈坪ニュータウンなどの住宅団地が立地している地区であります。

参考までに，本日机上配布させていただいた「参考資料 1」をご覧ください。こちらは，岡本西小学校周辺の「地域活力維持型」の地区計画の運用区域と本地区の位置関係を示した図面になります。

資料 1 にお戻りください。次に，「2 地区計画の決定理由」でございますが，2 段落目をご覧ください。岡本西小学校周辺におきまして，小学校を中心とした地域の活力維持や地域コミュニティの持続的な発展を目指して，道路や公園，宅地を計画的に整備することで，子育て世代など新しい居住者の誘導を図るとともに，将来においても周辺の自然環境と調和した，ゆとりある良好な居住環境が維持・形成されるよう「さつきタウン奈坪 地区計画」を都市計画に定めるものであります。

次に，「3 地区計画の概要」でございますが，まず，「土地利用の方針」につきましては，道路や公園，宅地の計画的な整備により，ゆとりある良好な住宅地としての居住環境を確保するとともに，周辺の自然環境との調和や環境負荷の少ないまちづくりに向けて，緑豊かな住宅地の形成を目指すものであります。

次に，「地区施設の配置及び規模」でございますが，本計画では，計画区域内に設置する道路や公園，調整池や水路を地区施設に定め，計画的に整備するものであります。

本日机上配布させていただいた「参考資料 2」の図面をご覧ください。地区施設の詳細について，こちらの資料でご説明させていただきます。本地区で整備する道路については，計画区域の東側に接続し南北に通る「都市計画道路 3・5・117 奈坪通り市道 20037 号線」及び区域の南側に接続し東西に通る「市道 20207 号線」に接道し，本地区の主要道路につきましては，赤の破線「区画道路①」は，幅員 6.5 メートルとし，生活道路につきましては，青の一点破線「区画道路②」は，幅員 6.0 メートルとすることで，すれ違いができ，安全に利用しやすい道路計画としております。

街区公園につきましては、計画区域の規模を考慮し、約450平方メートルの公園を計画し、その配置につきましては、周辺にお住まいの方々も利用しやすい配置とすることで、住民同士のコミュニティ形成に繋がるような公園計画としております。

雨水排水処理につきましては、雨水による河川への負担を軽減するための調整池を設置し、区域内の雨水に加え、計画区域の北側の農地からの雨水排水を貯留することができるよう、適正な規模を計画しております。併せて、その区域外からの雨水を適正に処理するとともに、機能を担保するための水路計画としております。

参考としまして、本計画による宅地数は、南側からの接道確保するため、南側の既存2宅地と、新たに40区画の宅地整備計画としており、その宅地規模につきましても、ゆとりある居住地として、平均で約75坪、約250㎡の住宅地を形成する予定となっております。

なお、こちらの「参考資料2」につきましては、先ほどもご案内しましたが、宅地のレイアウトなど、民間事業者で検討中の内容も含まれておりますことから、審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願い致します。

A3版「資料1」にお戻りください。裏面の「4地区計画整備計画における建築物等に関する事項について」でございますが、計画区域内において、良好な住宅地を形成し、維持していくため、建築物等に関する制限をきめ細かく定めるものでございます。上から順にご説明いたします。

まず、「建築物等の用途の制限」でございますが、周辺環境との調和したゆとりある住宅地を確保するため、建物の用途を制限するものでございます。制限の概要といたしましては、一戸建住宅や、50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満の日用品店舗等を兼ねる併用住宅、診療所、地域集会所、巡査派出所などやこれらに附属するもののみ建築することができます。

次に、「容積率、建ぺい率の制限」でございますが、周辺の土地利用を考慮し、閑静な住宅としての良好な環境を創出するため、「奈坪ニュータウン」などの市街化区域の「第1種低

層住居専用地域」の容積率80%、建ぺい率50%の制限を定め、主に戸建ての低層住宅等の立地誘導を図ります。

次に、「建築物の敷地面積の最低限度」でございますが、適正な規模の敷地面積を確保し、居住環境の向上を図るため周辺土地利用状況を勘案し敷地面積の最低を200平方メートルとして制限を定めます。

次に、「建物の外壁など建築物の壁面等の位置の制限」でございますが、地区内の良好な景観形成を図るとともに、建物間の適正な距離を確保することにより、日照や通風、採光、プライバシーを確保し、居住環境の向上を図るため、壁面からの、隣地境界線や道路境界線までの後退距離を、1.0メートル以上 セットバックするよう定めるものであります。

次に、「建築物等の高さの制限」でございますが、敷地内の通風・採光を確保し、地区内の良好な居住環境を確保するとともに、良好な景観形成を図るため、10メートルの建築物等の高さの最高限度かつ、地下を除く階数2階以下の制限を定めております。また、道路斜線制限についても制限を設けております。

次に、「建築物等の形態又は意匠の制限」でございますが、落ち着いた街並みを確保するため、原色を避け、良好な街並みにふさわしい落ち着いた色調とします。

次に、「垣又はさくの構造の制限」でございますが、防災・防犯上の安全の確保や、市街化調整区域の周辺自然環境と調和した宅地内の緑化の推進や、開放感のある景観を確保するため、道路に面する部分については原則2.0メートル以下の生垣または、生垣の手入れなどを考慮し、1.6メートル以下の透視可能なフェンスとするよう制限を定めております。

最後に、これまでの経過についてですが、これらの案につきましては、平成30年7月から開発事業者との事前協議を開始し、令和2年1月及び2月に開発事業者による、地元自治会を対象とした説明会を開催しまして、令和2年2月開発事業者より、「宇都宮市地区計画等の案の作成に関する条例」第5条の規定に基づき、良好な住宅地として岡本西小学校周辺の環境を維持・保全することを目的とした地区計画の申

し出がありました。その後、都市計画法第16条に基づく「素案の縦覧」を令和2年3月10日から2週間実施し、縦覧者は2名おりましたが、意見申出書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく「都市計画案の縦覧」を、「広報うつのみや」や「市のホームページ」でお知らせをし、4月10日から4月24日まで実施し、縦覧者は2名おりましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、議案第1号「宇都宮都市計画地区計画の決定さつきタウン奈坪地区計画」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

大森会長

はい。ありがとうございます。事務局からのご説明が終わりましたけれども、委員の皆様から、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

森岡委員

非常にまとまった地区計画で、この内容についての異議はありませんが、区域に含まれている2つの既存宅地については、地区計画の内容をクリアしているのか。

都市計画課長

本地区計画では、既存宅地を取り込んだ検討しておりまして、既存宅地についても建築物の用途や、敷地面積の最低限度などをクリアしており、地権者の同意も得ているところでございます。なお、区画道路①の道路幅員は6.5メートルのうち、既存宅地の部分については6.0メートルの道路の幅員となっておりますが、このことについても基本的な開発基準に適合した設定をしているものでございますので、特に支障はありません。

森岡委員

分かりました。

大森会長

他にございますか。

小平委員

本計画については、市内で2例目になる地区計画の決定ということで、市が制限をかけて誘導してきたい内容が計画として入っているので、望んだ開発が行われることになると思います。一方で、当該地の周辺の幹線道路、特に奈坪通りになりますが、河内工業団地に近いということあり、朝晩の交通渋滞が非常に激しい場所となります。新たな住宅が40世帯ですので、この開発だけでは交通渋滞はひどくはないと思いますが、今後、岡本駅西土地区画整理事業の進捗なども併せて、交通渋滞の状況を随時確認しながら、周辺環境の整備と併せた検討をぜひ進めていただきたいと思います。そのことに関しまして、何かお考えがあればお聞かせください。

都市計画課長

この周辺につきましては、委員のおっしゃるとおり河内工業団地に近接し、また、清原や芳賀、高根沢の工業団地に通勤している方も多くお住まいになっていることもございまして、そういった状況も勘案し、まず一つに周辺の道路、特に都市計画道路については計画的に整備していくということがあります。また、岡本駅西土地区画整理事業においても都市計画道路の整備が進められておりますので、こちらにつきまして、1日も早く整備されることにより、全体の交通の流れがどう制御されていくか、また、どういった対応ができるかなど、今後の交通環境の変化をしっかりと見極めながら対応を考えていきたいと思っております。

小平委員

この開発が終わった後も、周辺で空いている土地がまだありますので、今後、新たに開発する場合は、その交通量には注意をしながら、周辺の環境が悪化しないような対策も併せて検討していただきたいと思いますことをお伝えさせていただきます。

大森会長

他にございますか。

柴田委員

地区計画制度は、小学校周辺において、地域コミュニティの維持を図るという大きな目標があると思いますが、開発を行うことで、その目標をどう担保していくのか。先ほど説明の中で地元の同意を得られたということで、多分その同意は、

開発自体の同意なのかなと思いました。地区計画の場合は、地元発意の場合と、民間発意の場合の2パターンありますけれども、地元発意の場合は問題ありませんが、民間発意の場合は、コミュニティ維持のための取組や、地元との十分な話し合い、具体的に言うと、例えば土地を購入する人は必ず自治会に入っていていただくような協定を結ぶことや、中心市街地で行っている家賃補助を行うことなどが必要になると思いますが、そういったコミュニティのための仕組みや担保がありましたらお伺いしたいです。

大森会長

はい。ご質問ありがとうございました。

片庭書記

事業者において地区計画検討にあたって、地元説明会を行っており、その中で自治会長からも、新たにお住まいになる方に自治会に入っていていただきたいという要望がありまして、事業者から、土地の売買契約をする際に自治会加入を求めることを地元の説明しています。その他に、住民の快適な生活環境を確保するごみステーションの設置についても、周辺地区の課題に対しまして、自治会の要望に沿った形で設置していくことをご説明し、それらの取組についても地元から同意を得ております。

上田書記

先ほど柴田委員の方からお話がありました通り、民間事業者主体の地元説明会は開発計画の説明になりがちですが、今回この地区計画を活用するにあたりましては、目的でもお話したように、地域のコミュニティを形成するという大きな目的がございますので、開発内容を説明するだけではなくて、自治会の皆様と、例えば自治会への加入やごみステーションの問題など、どのような形で地元と連携できるのかという視点から、説明させていただき、その上で、自治会に入っていていただくのか、本地区単独で自治会を作るのかなどについて、自治会の皆様とご相談しながら進めさせていただいております。そういったことも含めて、自治会の皆様にご理解をいただいた上で、地区計画の申出をいただいております。引き続き、地域の良好なコミュニティ形成につながるよう、事業者

に指導させていただきながら、制度運用をしてみたいと考えております。

柴田委員

ありがとうございました。コミュニティのための色々な方策は非常にいい取り組みであると思います。今後、他の地区でもこういう取り組みを進めるとは思いますけれども、そういったコミュニティ維持のための方策や仕組みについても、見える形で盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

大森会長

大変重要なご指摘ありがとうございました。他にございますでしょうか。

相良委員

地区計画区域の中に入っていないので、図面上で分かりませんが、東側の都市計画道路に隣接している区画道路の侵入路の隅切りのところに、^{くさび}楔状に農地が残ってしまいます。以前、地区調査会（農業委員会の現地調査）の時に、開発業者にお伝えしましたが、それがまだ解消されていない状態です。また、昨日、河内と上河内の合同の地区調査会がありまして、土地所有者のところに調査に行きましたが、この地区調査会で、地区計画の土地に隣接している所で、2メートルほど農地が細長く残ってしまうことも確認しました。それと併せて、住宅の前の駐車場に砂利を入れて駐車場を少し広げたこともありまして、これは是正してもらわなくては困りますということは、事業者にお伝えし、それは是正することになりました。その楔状に残る農地についても、農地としては使えないものですから、宅地や雑種地、緑地にするなどの方法を取っていただくように事業者には指導していただきたいと思います。

都市計画課長

農地の問題につきましては、工事に着工する際に、引き続き、業者の方も指導しながら、そういったところも訂正できるような対案を考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

相良委員 はい。分かりました。

大森会長 他にございますか。

武井委員 ダントー工場跡地については、土地所有者等において、開発構想があると聞いておりますが、先ほどの渋滞についての懸念もありましたので、もしも既に決まっているものがあれば、その辺の情報を一緒に提示することで、この地域全体の計画をこの審議会で把握した上で、審議するということができると思いますが、ダントーのところの構想は、どこまで進んでいますか。

都市計画課長 ダントー工場跡地につきましては、都市計画提案制度を活用した開発構想について、事前相談に応じておりますが、具体的に決まっているものではなく、提案がなされている状況ではありません。今回、そういったご説明を申し上げた方が良かったかもしれませんが、状況としては、そのような状況でございます。

武井委員 今回の案件とは違う地区計画として検討しているものなのですか。

都市計画課長 今回の計画とは全く別に行われるものでございます。

武井委員 わかりました。

大森会長 他にございますか。

津浦委員 先ほど農地が周辺にあるという話がございましたけれども、今回開発される場合に、周辺の農地の営農とか、そちらの方にも支障がないような形でやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

都市計画課長 ご指摘の通り、市街化調整区域で、当該地は現況の土地利用が農地ということでございますので、地区内だけではなく、

周辺農地の状況を勘案しながら、検討していきたいと思っております。

大森会長 ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、「原案どおり異存なし」とすることでご異議ございませんか。

各委員 異議なし

大森会長 それでは、議案第1号について、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

5. その他

大森会長 続きまして、「その他」に移ります。
事務局から他に何かございますか。

片庭書記 次回の宇都宮市都市計画審議会ですが、審査案件、日程等が固まり次第、改めてご案内させていただきます。

なお、「参考資料2」につきましては回収となりますので、机の上に置いていただくか、お近くの事務局員にお渡ししてくださいよう、よろしく願いいたします。

大森会長 委員の皆様方から何かございますか。

6. 閉会

大森会長 それでは、以上をもちまして「第80回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。ご審議ありがとうございました。